



2023 年取締役会の外部業績効率評価の実施結果の説明

当社は、着実コーポレート・ガバナンスの実現、並び取締役会および各種機能委員会の機能を向上させるため、「取締役会業績効率評価方法」に基づき、取締役会の業績効率評価を実施するものとする。外部の専門的な独立機関、または外部の専門家や学者のチームを少なくとも 3 年に 1 回の評価を行うべく。

社団法人中華コーポレートガバナンス協会（以下、コーポレートガバナンス協会という）は、当社取締役会の有効性と実績を評価するため、当社の 2023 年取締役会業績評価の外部評価を実施する委託を受けており、該当組織と執行専門家は、当社との業務取引なく、且つ独立性を持ち、コーポレートガバナンス協会は既に 2023 年 10 月 13 日に取締役会の実効性評価報告書を発行した。外部評価の結果、提言および改善予定の計画は、2024 年 1 月 16 日の当社取締役会報告書に提出されている。詳細、実行内容は以下の通り：

- 評価期間：2022 年 8 月 1 日～2023 年 7 月 31 日。
- 評価範囲：取締役会、監査委員会、報酬委員会
- 評価方法：オンライン自己評価、書評、現地訪問。
- 評価標準：
 1. 取締役会の構成。
 2. 取締役会の指導。
 3. 取締役会による承認。
 4. 取締役会による監督。
 5. 取締役会とのコミュニケーション。
 6. 内部統制とリスク管理。
 7. 取締役会の自己規律。
 8. その他例えば取締役会、サポート体制等
- 全体的の評価：
 1. 会社の取締役構成は、株権利構造、独立性、専門性のバランスに十分配慮しており、社内取締役には日本人取締役 3 名を含み、独立取締役は産業実務経験、業務管理能力、財務会計の専門知識を有しております。全体として、取締役会と機能性委員会のメンバーの専門的な構成は、当社の現在の業務開発ニーズを満たしており、事業の拡大に貢献しています。
 2. 会社の独立取締役は、積極的に職務を遂行するとともに、取締役会や機能性委員会等を通じて経営陣と対話し、十分な相談・指導を行います。独立取締役は、重要な課題やプロジェクトに直面した場合には、事前に懇談会を開催し、董事長と直接意見交換を行っており、董事長は独立取締役の専門知識を活用するとともに、独立取締役の意見を十分に尊重すること

で、選任された独立取締役の業務遂行に努めます。自社の強みを最大限に発揮することで業績が向上し、企業の経営効率が向上し、さまざまな経営リスクが軽減されます。

3. 当社は、コーポレート・ガバナンスと内部通報制度の独立性を強化するため、関連法令に従い独立取締役のメールボックスを設置し、企業ウェブサイトのステークホルダー領域に通報・苦情チャネルを開示しています。誠実な経営と道徳的価値観を重視していることを示すために、ステークホルダーと独立取締役との間で適切な直接コミュニケーションを確立するシステムを作りました。

● 評価報告の勧告と当社実行予定の対策：

項目	評価報告の勧告	当社実行予定の対策
1	<p>貴社は、持続可能な開発の課題に積極的に対応するため、持続可能な開発のための実践規範を策定し、2024年3月からのサステナビリティレポートや温室効果ガスインベントリリーの作成について外部のコンサルティング会社に指導を委託しています。貴社では、金融監督委員会の「上場企業の持続可能な発展行動計画」に基づいて段階的な持続可能な発展戦略を策定し、関連会議に独立取締役を招いて実際のニーズに基づいた指導を行うことをお勧めします。ESG課題と企業の中長期的な発展戦略を統合することで、取締役会は企業のリスク状況も同時に把握することができ、持続可能なガバナンスを追求する企業の決意をさらに示すことができます。</p>	<p>当社は、金融監督委員会の「上場企業の持続的発展行動計画（2023年）」に基づき、短期、中期、長期の会社の持続的発展戦略を策定し、独立取締役を招いて会議や電子メールを通じて専門的なアドバイスを提供しています。企業の将来の持続可能性報告書は、ESG問題および企業の発展戦略と統合されており、取締役会および投資家が企業の実際の運営を理解し、企業の持続可能な経営責任を積極的に実行することを可能にします。</p>
2	<p>貴社の監査マネージャーの年間業績は、董事長によって評価されます。貴社では、監査マネージャーの業績について董事長に提出する前に、監査委員会に意見を表明させることを検討することをお勧めします。さらに、内部監査と外部監査の独立性と相互連携をさらに強化するために、貴社は内部監査人および外部公認会計士が監査委員会と連絡を取るための個別の会議を設け、独立性を強化するために書面による記録を残すことをお勧めします。これにより監査委員会の監督、有効性を向上させること。</p>	<p>当社は、ご指摘いただいた事項を踏まえ、内部監査人の業績評価に関する意見や手順等について独立取締役と協議してまいります。当社は、2023年12月21日に内部監査人および外部公認会計士が監査委員会のメンバーと連絡を取るための個別の会議を開催し、監査委員会の独立した監督の有効性を高めるために書面による記録を残した。</p>

3	<p>貴社では、重大な偶発的事象の報告手順がまだ確立されていないため、貴社に対し、報告すべき情報の種類、報告期間、報告方法とレベルなど、重大な偶発的情報について明確な報告体制を整備することをお勧めします。これは、全ての取締役会メンバーが会社の重要な状況をタイムリーかつ完全に把握できるようにし、取締役会がより適切に職務を遂行できるようにするため。</p>	<p>当社は、当該勧告に基づき「偶発的重大事象の通知手順」を策定し、当該対応に関する標準的な業務手順を明確にし、取締役会に報告し、重要な情報を適時取締役全員に周知してまいります。</p>
4	<p>貴社は2022年に初めてコーポレートガバナンス評価に参加しますが、評価結果にはまだまだ改善の余地がありますので、定期的にコーポレートガバナンス評価の無採点項目を整理し、取締役会の監督と指導を促進するために、評価結果と改善計画を取締役に報告することをお勧めします。</p>	<p>当社は、勧告事項を踏まえ、当該年度のコーポレート・ガバナンス評価において無採点項目を定期的に見直し、改善計画を取締役に提出し、取締役会の監督・指導の円滑化を図り、改善に努める予定です。コーポレートガバナンス評価のパフォーマンスの向上に尽力致します。</p>